



所長コメント 5月号の社長の仕事で書いた益田自動車学校(Mランド)に先月訪問しました。学校内にあったバスの停留所と「Mランド人の誇り」という看板です。
1905年5月27日とは日露戦争の日本海海戦の日です。劣勢と言われた東郷平八郎引きいる日本海軍が帝國ロシアのバルチック艦隊を破った日です。その海戦が益田沖でおこなわれ、後ロシアの傷ついた兵士が浜に流れ着いて、当時の地元の人が親切に介抱し、また弔ったとのことです。
小さな小さな日本が大国ロシアを破った日を忘れないために、このようなユニークなバス停が作られています。

社長の仕事

税理士
大場史郎

金融円滑化法がいよいよ平成25年3月で終了する。現在銀行返済を止めて、利息のみの支払いをしている関与先も結構おられる。

その後の国の対応がどうなるかは、今のところ見えない。原則通りだと返済期限の終了年月日は変更ないので、止めた期間だけ圧縮して返済するわけだから、月々の返済額が増えることになる。しかし、現実問題これは無理なことである。

新しい情報が入り次第お知らせします。

さて、キャッシュフロー(資金繰り)という言葉、ご存じでしょうか。

企業はまず利益を出すこと、これは絶対必要です。
売上 - 原価 = 粗利益

粗利益 - 販売費及び管理費 = 営業利益

営業利益がマイナスだと企業は徐々に弱っていきます。

営業利益 - 法人税等税金 = 当期純利益

当期純利益 + 減価償却費 = 現金として残る額

(経費の中で減価償却は資産の劣化、摩耗を示します。お金は出ない経費です)

無借金なら これがキャッシュフロー(資金繰り)残高です。

会社に借入金があれば、これより借入金返済額を引きます。

当期純利益 + 減価償却費 - 借入金返済額
= 現金として残る額
当期純利益 + 減価償却費 > 借入金返済額

なら問題ありません。

ところが、当期純利益 + 減価償却費 < 借入金返済額 なら 資金不足になります。即 倒産です。

利益が出ないことは、企業を体に例えれば、栄養不足です。徐々に徐々に企業の体力が落ちてきます。

資金不足は酸欠で窒息したことを示します。ほんのわずか不足しても、死んでしまいます。

企業は、半年先ぐらいまでのキャッシュフローは絶えずチェックしておく必要があります。

パナソニック8000億円の赤字、ソニー4000億円の赤字といっても、莫大な設備投資の償却や、廃棄を計上した数字です。また大企業は中小企業と違って、時価会計を要求されています。保有する株式や債券が値下がりしたら、たとえ売っていなくても評価損を計上しなければなりません。

このような、出費を伴わない多額の経費を含めての8000億円の赤字です。ですから、キャッシュフローがマイナスになることはないのです。

【第二十二回】

源六日記

司法書士
安友源六



“利益剰余金の資本組入れと株式の無償割当て”

Aさん：会社の資本金の増加と新株の発行のことで相談したいんだけど・・・。

わたし：何だい？

Aさん：私の会社の貸借対照表では、現在、資本金が300万円で、利益剰余金が1,000万円あるんだけど、この利益剰余金のうち700万円を資本金に組み入れて資本金を1,000万円に増やして、この増資に見合う新株を発行して株主に与えることはできるだろうか？

わたし：うーん、私の持っている会社法や商業登記の書籍・文献によると、「資本に組み入れができるのは資本準備金と資本剰余金に限る。」とされていて、利益準備金や利益剰余金は資本に組み入れることができないとされているんだ。だから、これを鵜呑みにすると、できることになるんだろうけど、結論を言うと、実は、できるんだよ。

Aさん：できないって言いながらできるって、どういうこと？

わたし：旧商法（会社編）が廃止されて、会社法が平成18年5月に新しく施行されたのは知っているよね。利益準備金、利益剰余金については、この会社法施行時には、会社計算規則（法務省令）で、「いわゆる資本取引と損益取引区分の原則」により、資本組入れが禁止されていたんだ。しかし、平成21年3月に会社計算規則（法務省令）が改正されて、資本準備金、資本剰余金に加え、利益準備金、利益剰余金の資本組入れが可能になったというわけなんだよ。わずか3年足らずの間に、×から○に180度変わったってことだ。

Aさん：それはなぜだい？

わたし：さっき言った、「いわゆる資本取引と損益取引区分の原則」は、株主による拠出金と利益との混同を厳格に禁止することが目的だったんだけど、それを貫くと、利益準備金、利益剰余金を用いて資本増加するためには、一度株主に利益配当した後に、新株を発行して株主が再度払い込むという方法を取るしかなかったんだけど、これはいかにも回りくどい方法だろ。だから利益準備金、利益剰余金の資本組入れが可能になるように会社計算規則（法務省令）を改正したんだよ。こういうふうに経済界のニーズに敏感な会社法の世界では、法令の改正にいつもアンテナを張って注意していないといけないんだよ。

Aさん：なるほど。法律は時代のニーズに合わせて変わるものなんだね

国民年金の第3号被保険者はどの時期までか

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実



Q：定年後もフルタイムで働く男性が、厚生年金に加入しています。その配偶者は60歳未満である限り、国民年金の第3号被保険者として扱われるのでしょうか。

A：国民年金の第3号被保険者は、厚生年金など被用者年金各法の被保険者（第2号被保険者）の配偶者であって、被保険者の収入により生計を維持する20歳以上60歳未満の者とされています。

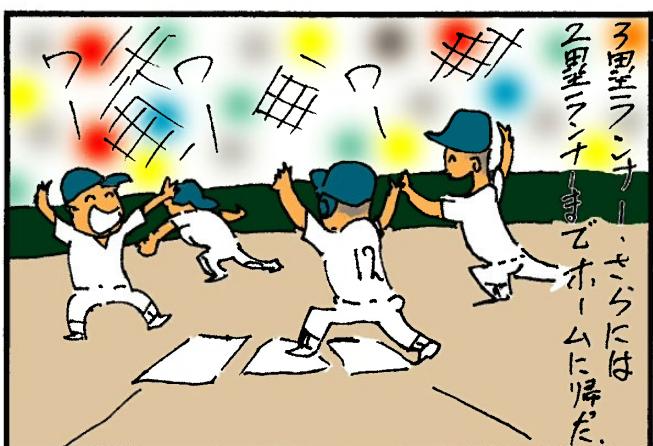
厚生年金の被保険者となるのは、適用事業所に使用される70歳未満の者ですが、65歳以上は国民年金法上の扱いが少し異なります。

65歳以上70歳未満の場合、厚生年金の被保険者であっても、老齢基礎年金などの受給権を有しているものであれば、国民年金の第2号被保険者にはなりません。したがって、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金の第3号被保険者に該当せず、第1号被保険者として、国民年金に加入することになります。65歳以上の場合でも、25年受給資格期間を満たさず、引き続き「厚生年金など被用者年金各法の被保険者」であるならば、60歳未満の配偶者も第3号被保険者として取り扱われることになります。

※被用者年金とは…公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に使用されている（役員および従業員）人が加入する年金のこと

花子32歳

おおばけ



~トレンドを読む~

担当 大場史郎

7月1日より、再生可能エネルギーの買取法が施行された。それに伴い太陽光や風力による発電が活発におこなわれるようになった。特に太陽光は大手企業なども乗り出している。売価が決まっているということは、このデフレの時代とてもありがたいことです。

普通商売は作りすぎたら売れ残り、値崩れをおこす。この再生可能エネルギーは作れば作っただけ、定額で買ってもらえる。ある意味うれしい商売だ。

ただ、どの程度で採算に合うのかは、まだまだ試行錯誤のようだ。文字通りお天道様が相手だし、台風とかの自然災害に耐えうるのかなどいろいろ問題もありそうだ。

地方公共団体も売れ残った工業団地の敷地へ、大規模太陽光発電（メガソーラー）を誘致しようとしている。地代、税金が期待できる。休耕田や廃校になったグランドなども今後候補になるだろう。さらには学校、公民館、工場の屋根なども太陽光発電の設置場所として使える。形態も自ら出資しておこなうケース、初期投資が大きいからリースでするケース、更には屋根を広告等のように賃貸するケースなど、さまざまなビジネスモデルが出てきそうだ。太陽光発電を事業とする投資ファンドも登場しそうだ。売上が安定しているということは株や外貨よりはリスクは少ない。住宅も太陽光発電を意識して、南側の屋根の面積を北側より大きくしたような非対称の住宅も出ている。

この自然エネルギーを徹底的に取り込んだら、はたして原子力発電所は不要になるのだろうか？ どうやらそれは無理なようで、電気を安定供給するためには原子力発電所は避けて通れないようである。あくまで自然エネルギーは発電の補完するものでしかないようです。

政府は現在自然エネルギーの総発電量に占める割合が1%、水力発電も含めても10%なのを2020年代に20%に引き上げることを国際公約にしている。そこらが限界だろうと思われる。ダムを作ることは自然破壊ということで無理だろうから、水力発電はもう限界だろう。そうすると後は太陽光や風力でまかなわなければならぬ。相当規模の施設が必要になってくる。

これは残された大きなビジネスチャンスになることは間違いない。このトレンドになんとか乗りたいですね。

また再生可能エネルギーの買取り制度はすべて受益者負担となっています。そのため、特に電気を大量に使う事業者（鋳造、メッキ、電炉や冷凍倉庫業など）はすぐに原価に跳ね返ってきます。そこで、これらの事業者の負担を軽減するために、一定の要件に該当する事業者は賦課金を最高8割減免する制度が設けられています。

詳しくは経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。



税務 役員等に対する退職手当金に係る税制が一部改正されます。

担当:吉國雄一郎

現行

退職金に対する税金は、その年に支払を受ける退職金の金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じて計算した金額（退職所得）に、その金額に対応する税率を乗じて計算されます。

※退職所得控除額



勤続年数	退職所得控除額
2年以下	80万円
2年超 20年以下	40万円 × 勤続年数
20年超	70万円 × (勤続年数-20年) +800万円

改正

勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金について、退職所得控除を控除した残額を2分の1にする措置が廃止されました。

この規定の対象となるのは、法人の役員等、国会議員、国家公務員、地方公務員などが対象となります。
※高級官僚等の退職後の関連法人を渡り歩いて高額の退職金をとることの不公平を是正することを目的としています。

(例) 退職金額1,000万円 勤続年数5年の方が退職した場合

現行の場合

$$1,000\text{万円} - (40\text{万円} \times 5\text{年}) = 800\text{万円}$$

$$800\text{万円} \times 1/2 = 400\text{万円} \quad \leftarrow \text{この金額に税率を乘じます。}$$

所得税・住民税 合計約77万円

改正後

$$1,000\text{万円} - (40\text{万円} \times 5\text{年}) = 800\text{万円} \quad \leftarrow \text{この金額に税率を乘じます。}$$

$$800\text{万円} \times 1/2 = 400\text{万円} \quad \leftarrow \text{この部分が廃止}$$

所得税・住民税 合計約200万円

この改正は来年平成25年から適用となります。

税務 エコカー減税 平成24年度改正

担当:吉村千花子

エコカー減税とは、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車などの次世代自動車や国土交通省が定める排出ガスと燃費の基準値をクリアした環境性能に優れた車に対する自動車税、自動車重量税、自動車取得税の優遇措置のことです。その中身は「自動車グリーン化税制」と「環境対応車普及促進税制」の2つに分けられています。



毎年支払う自動車税は、4月1日時点の所有者に課税される地方税で、排気量ごとに年額が設定されています。普通乗用車なら、1L以下の29,500円から6L超の111,000円まで10段階に分けられていますが、これに対する優遇措置が「自動車グリーン化税制」です。以前のエコカー減税では新車登録時に翌年度の税額がおおむね50%減額でしたが、今回は「平成27年度燃費基準」の達成車を対象に、軽減率を25%から50%と段階的に設定されています。新車登録の翌年度に適用され、平成26年3月31日までが対象となります。この税制は環境負荷の小さい車を普及させるのが目的なので、翌年度の税額を環境負荷が大きいとされる新車登録後13年超の車は10%重課されてしまう仕組みになっています。

自動車取得税は、車の取得に対して課税される地方税で、自家用車は取得価格の5%、営業車と軽自動車は3%が税額となります。これに対する優遇措置が「環境対応車普及促進税制」です。「平成27年度燃費基準」の達成が要件で、今までよりも対象車が絞ますが、取得時にかかる税金が燃費基準によって全額免税または減免されます。新車だけでなく、条件さえクリアすれば中古車の購入時にも適用されるようになります。期限は平成27年3月31日までです。

自動車重量税は、車の重量に対して課税される国税です。自家用車であれば0.5tにつき5,000円を車検の有効期間分をまとめて納税します。取得税と同じで「環境対応車普及促進税制」という優遇措置が適用され、「平成27年度燃費基準」の達成が要件となります。こちらも燃費性能によって全額免税または減免されます。平成27年4月30日までにした新車登録または継続検査（車検）の1回限りの適用となります。

このようなエコカー減税は、環境性能に優れた車の普及を後押しするための税制なので、いわゆる次世代自動車の免税措置を講じることで、ますますの普及が見込まれています。

税務 復興特別所得税・住民税の創設について

担当:田熊美里

東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するため、**復興特別所得税・住民税**が創設されました。

(1)所得税

納稅義務者			課税標準（基準所得税額）	税率
個人	居住者	永住者	全ての所得に対する所得税の額	2. 1%の付加
	非永住者		国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払いのもの又は 国内に送金されたものに対する所得税の額	
	非居住者		国内源泉所得に対する所得税の額	
法人	国内法人		利子及び配当等に対する所得税の額	2. 1%の付加
	外国法人		国内源泉所得のうち、利子、配当及び使用料等に対する所得税の額	



(2)住民税

個人	住民税均等割	年額 1,000円の引上
	(都道府県民税均等割)	(年額 500円の引上)
	(市町村民税均等割)	(年額 500円の引上)

適用期間

所得税(個人):平成25年から平成49年までの各年(25年間)

所得税(法人):平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

住民税(個人):平成26年度から平成35年度(10年間)

想定される影響

給与収入金額が500万円、1,500万円、3,000万円の場合の復興特別所得税の年間の税負担額(試算)は、下記のとおりです。

給与収入金額	夫婦子2人(1人が特定扶養親族・ 一人が16歳未満)	夫婦子1人(6歳未満)
500万円	1,600円	2,600円
1,500万円	37,200円	41,500円
3,000万円	145,200円	150,400円

(出典:財務省広報誌「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法について」)

また、復興特別所得税は源泉所得税にも適用され、預貯金等の利子・上場株式等の配当に係る税率は、次のようにになります。

預貯金等の利子の源泉徴収税率

改正前 改正後

所得税	15%	15.315%(15% × 102.1% = 15.315%)
住民税	5%	5%
計	20%	20.315%

また、復興特別所得税は源泉所得税にも適用され、預貯金等の利子・上場株式等の配当に係る税率は、次のようにになります。

預貯金等の利子の源泉徴収税率

改正前 改正後

所得税	15%	15.315%(15% × 102.1% = 15.315%)
住民税	5%	5%
計	20%	20.315%

上場株式等の配当の源泉徴収税率

改正前 改正後

所得税	7%	7.147%(7% × 102.1% = 7.147%)
住民税	3%	3%
計	10%	10.147%

税務

源泉所得税の納期の特例制度

給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるかどうかの判定

担当:春木円加

Q. A1は、建設業を営む個人事業主です。

日雇労働者が、通常5人から10人いますが、常雇の従業員が8人である場合には、申請書を提出すれば納期の特例(給与等の支給時に支払った源泉所得税を半年分まとめて7月10日、1月20日に納付する制度)を適用できますか?



A. 日雇労働者を加えると給与等の支払を受ける者が常時10人以上となるため、納期の特例を適用することはできません。

源泉所得税の納期の特例制度は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満の源泉徴収義務者に限り認められている制度です。この「給与等の支払を受ける者が常時10人未満である」かどうかは、給与の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満であるかどうかにより判定することとされています。

Aが営む建設業のように、労働者を日々雇い入れることを常態とする場合には、たとえ常雇人の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めて常時10人未満でなければ、この特例を適用することはできません。

なお、労働者を日々雇い入れることを常態としない者が繁忙期のみ雇う場合にはこの限りではありません。

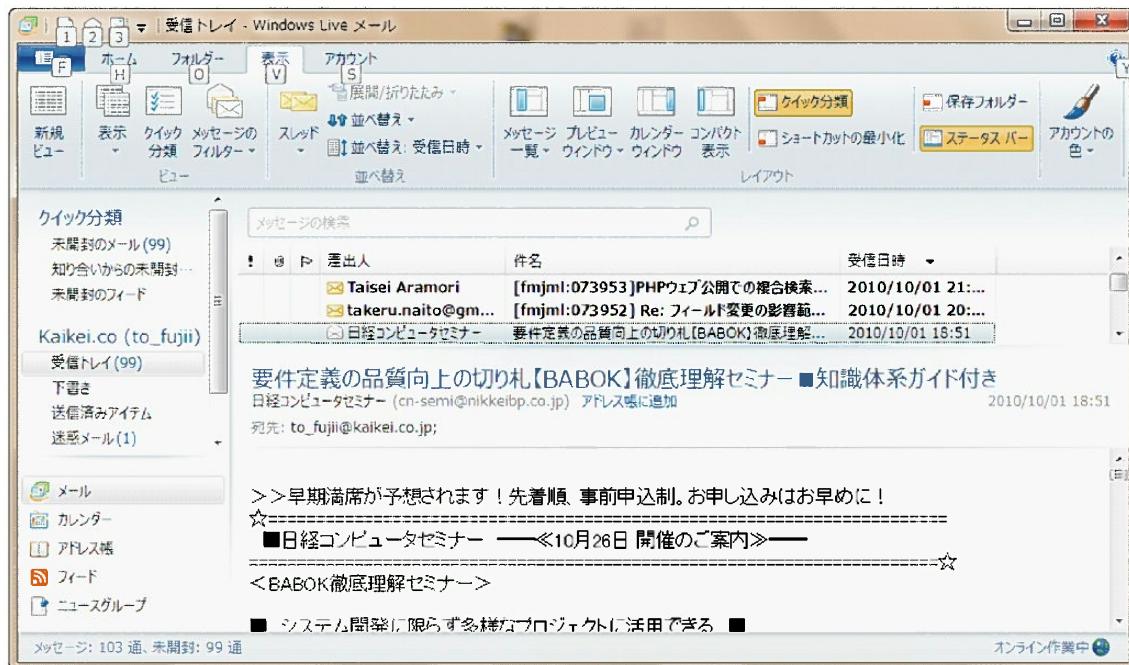


担当: 藤井俊之

メール 編

Windows Live メールの表示を変更する

Windows Live メールは、メッセージの一覧(ビュー)が左側、プレビューウィンドウが右側に並びます。これをOutlook ExpressやWindowsメールと同様に一覧(ビュー)を上、プレビューを下に表示にするには、[表示]>[プレビューウィンドウ]>[メッセージ一覧の下]を選択します。



☆ シンプルスピード 上級編★

担当:宗盛早織

ご存じですか？仕訳帳保存箱

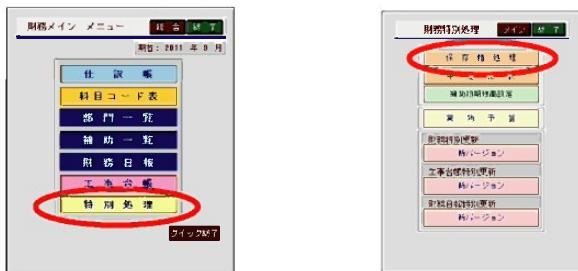
仕訳を入力していく中で、去年 この経費は何費にしたっけ？去年はこの科目の金額が多いけど何が入っていたの？と思うことはありませんか？

シンプルスピードでは、過去のデータが保存箱の中に蓄積されており簡単に検索ができます。今回はその中でも仕訳帳の保存箱の閲覧方法をご紹介します。

保存箱の使い方

保存箱に入る方法は2種類

- ①財務メインメニュー → 特別処理 → 保存箱処理



- ②仕訳帳入力画面 → 保存箱照会



保存箱を検索する方法は3タイプ



- ①元帳検索 (科目番号を入力して検索)
- ②補助簿検索 (科目番号で補助ごとに検索)
- ③任意検索 (任意の日付、補助、科目、摘要、金額、検索キーなど組み合わせで検索)

オススメは任意検索です！

コツはできるだけ検索しやすいような摘要を入力しておくとヒット率があがりますよ↑↑

-連載漫画- 大工のゲンさん家 II 帰ってきた大工のゲンさん おおばい



弊社ホームページに今までのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。 <http://www/kaikei.co.jp>

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成24年7月より、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートすることになりました。再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者に、一定の期間・価格で買い取ることを義務づけるとともに、再生可能エネルギーを買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて、「賦課金」という形で電気料金の一部として負担するというものです。

ただし、電力購入量(kWh)/売上高(千円)が一定の値を超える事業についての事業所が、一定量以上の電力購入量がある場合、その事業所についてはサーチャージの最高8割が減免されます。

◆固定資産税

固定資産税の第2期分の納付期限は7月31日(火)です。

第3期分は9月です。

◆市県民税

個人市県民税の普通徴収を選択されている方の、第2期分の納付期限は8月31日(金)です。第3期分は10月です。

編集後記

7月に入り、「今年ももう折り返し点まで来たんだな」と、年々早くなる時の流れを感じています。

今年はうるう年で、例年より1日多いですが、さらにこの7月1日に「うるう秒」というものが1秒挿入されたそうです。地球の自転の速度は一定ではなく、正確な原子時計とのずれを小さくするために行われますが、地球が誕生したころは1日5時間程度しかなかったと考えられており、自転の速度は年々わずかながら遅くなっているそうです。年々早くなっていると思ったのは、気のせいだったみたいですね。

ところでこの「うるう」という言葉、漢字では「閏」と書きますが、「閏」が「潤」を混同して“うるおう”という読みがなまつて「うるう」になったと言われているそうです。

今年も残り半年。少しでも社会情勢が良くなり、「潤う」年でありますように



二井 綾